



「ストップ滞納!!」 12月は県内共通の滞納整理強化月間です

市税は福祉や教育、まちづくりなど、暮らしを支える大切な財源です。税の滞納は、納期を守って納付している人との公平性を欠くだけでなく、市の財政を圧迫し、住民サービスの低下にもつながります。市では、納付していない人に対して、早い時期に文書でお知らせしています。それでも納付がない場合は、財産調査などを行い、滞納処分を強化しています。



問【市税】納税課(1階) ☎561-6541、☎561-2479
【県税】県南部県税事務所(草津三)
☎567-5406、☎566-0439

固定資産税・都市計画税(3期) 国民健康保険税(7期)
納期限(口座振替日)は**12月28日(月)**!

- コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- 口座振替(自動払込)が便利で確実です!**
口座番号と支店名のわかるものと金融機関届出印を持って、担当課から市内金融機関でお申し込みください

納付が困難なときはご相談を

病気や失業、災害、事業の廃止などのやむを得ない事情で納期限内の納付が困難な時は、放置せず、早めにご相談ください。

令和元年度
市税(現年)収納率
99.18%

滞納処分の対象となる財産

- 債権** 預貯金や給与、生命保険、国税還付金、賃料など
- 動産** 自動車やバイク、テレビ、絵画など
- 不動産** 土地や建物

●令和元年度滞納処分(差押)状況

種類	件数
預貯金	462件
不動産	12件
動産	12件
給与	12件
国税還付金	7件
生命保険	28件
その他債権	1件
計	522件

納期限までに納付がない場合

納期限から20日以内に督促状を発送
本税に督促手数料を加算します

金融機関や勤務先、取引先、
官公庁などへ財産調査
検索を行うことがあります

滞納処分

納付についての相談なく、督促状を発送した日から10日を経過しても納付されない場合、法律に基づいて市税を強制的に徴収するため、滞納者の財産を差し押さえます

換価処分

差し押さえた財産は、強制的に金銭に変える「換価」を行います。換価した金銭は、滞納している市税に充当します

年末年始の家庭ごみの収集

■焼却ごみ類の収集

収集日	収集地区
12月29日(火)	志津A、志津B、大路A、渋川、玉川A、玉川B、笠山、笠縫B、平井、常盤
来年1月4日(月)	草津A、草津B、大路B、矢倉A、矢倉B、老上A、老上B、山田A、山田B、上笠、笠縫A

年末年始は特別体制で収集を行うため、普段と収集時間が大きく異なることがあります。ごみは当日の朝6時から8時までの間に、必ずごみ集積所へ出してください。

■1月の粗大ごみ戸別収集の申込締切日の変更

1月4日(月)～8日(金)の粗大ごみの戸別収集は、一部の収集地区で申込締切日が通常と異なるので、ご注意ください。

●締切日変更地区

粗大ごみ収集地区	収集日	申込締切日時	
志津A、志津B	4日(月)	12月21日(月)	
矢倉A、矢倉B、山田A	5日(火)	12月22日(火)	
玉川B、笠山	6日(水)	12月23日(水)	17:15
玉川A	7日(木)	12月24日(木)	
老上A、老上B	8日(金)	12月25日(金)	

※1月11日(月・祝)の収集は、通常どおり収集日の7日前が締め切りです。自身の収集地区は、ごみカレンダー右上をご確認ください。

問 資源循環推進課(馬場町、クリーンセンター内) ☎562-6361、☎566-1694

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか

国民年金は、老後やもしもの時の大きな支えとなります。保険料の納め忘れや延滞が続くと、将来の老齢年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金までも受け取れなくなることがあります。国民年金保険料は納期までに納めましょう。

問 保険年金課(1階)

☎561-2367、☎561-2480
日本年金機構 草津年金事務所
国民年金課(西渋川一)
☎567-2220、☎562-9638



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、市主催のイベントなどは中止・延期となる場合があります。詳しくは、担当課に直接お問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

令和3年～6年の4年間

第6次草津市総合計画第1期基本計画(案)

～タウンミーティングの開催～

ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

総合計画は、市が将来に向けて、めざすまちづくりの方向や、それを実現するための施策などを定めた、市政運営の最上位の計画です。この計画は、市がめざすべき将来像を定めた「基本構想」と、基本構想を実現するための「基本計画」によって構成されています。

今年8月には、基本構想(案)についてのタウンミーティングを開催し、市長からの説明と、会場・ビデオ会議ツール「Zoom」で意見交換を行いました。今回は基本計画(案)についてのタウンミーティングを開催します。計画の内容について、市長が説明し、意見交換を行いますので、ぜひご参加ください。

- ② 12月20日(日) 13:30～ 所 市役所2階 特大会議室 定 会場50人(先着順)
- 他 会場内でマスクの着用など、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。Zoomや通信環境のサポートなどは行っていません
- ④ 12月14日(月)まで(手話通訳や託児希望者は12月7日(月)まで)に、氏名・連絡先・参加方法・その他留意事項を直接か電話、ファクス、Eメールで。Zoom参加希望者には、参加に必要なIDとパスワードを事前にEメールでお知らせします



申・問 企画調整課(7階) ☎561-2320、☎561-2489、✉kikaku@city.kusatsu.lg.jp

家屋等の固定資産税

固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日(賦課期日)の現況で課税されます。1月2日以降に、所有権を移したり、家屋を取り壊した場合でも、固定資産税などは、1月1日現在の所有者に、1年度分の全額が課税されます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●家屋の建築や、用途の変更をしたときは連絡を

家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。床面積10㎡未満の家屋や未登記の家屋を建築・増築したときや用途変更をしたときはご連絡ください。

●家屋を取り壊したときは届け出を

届出(取り壊し証明などが必要)がないと、課税される場合があります。

●特例などの減額制度の適用について

住宅用の敷地として使用している土地は、特例で税額が低く抑えられています。住宅を取り壊したり、住宅用地以外の利用に変更すると、特例の適用がなくなり、前年度に比べ、税額が上がる場合があります。また、耐震改修工事など減額対象の改修工事を行うと、翌年度の税額が下がる場合があります(工事完了後、3カ月以内の申告が必要)。

●償却資産の申告のお願い

毎年1月1日現在で、市内に土地や家屋以外で事業の用に供することができる資産がある場合は、申告する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している場合は、固定資産税の軽減の対象となることがあります。

問 税務課 資産税係(1階10番窓口)
☎561-2310、☎561-2479



市民意識調査(市のまちづくり)にご協力ください

市政運営の参考にするため、無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人に、市の取り組みに対しての意識をお聞きします。調査票は、郵送でお送りしますので、届いたらご協力をお願いします。

※インターネットでも回答できます
調査時期 12月上旬

回答方法 12月21日(月)までに、郵送かインターネットで

問 企画調整課(7階)

☎561-2320、☎561-2489

コンビニ交付の一時停止

システムメンテナンスのため、コンビニなどでマイナンバーカードを利用した住民票や戸籍謄(抄)本、所得証明書などの発行ができません。停止日 12月4日(金)、7日(月)、14日(月)

問 市民課(1階)

☎561-2344、☎561-2492

税務課(1階)

☎561-2308、☎561-2479